

地方の税財政基盤の充実について

1. 提案

真の地方分権改革の実現に向け、安定的に自立した地域経営を行えるよう、必要な税財源の確保を図るため、税源移譲を基軸に据えた、地方税財政基盤の確立に向けた着実な取り組みを進められたい。

2. 現状と課題

住民ニーズに的確に応え、効率的かつ効果的な行財政運営を進めていくためには、住民に身近な地方自治体が自らの権限と財源で、地域に必要な施策を自ら主体的に展開していくことが望ましいが、現在、国と地方の最終支出と税源配分には依然乖離があり、まずは、地方の自主財源のなお一層の充実強化を図ることが不可欠である。

三位一体の改革で3兆円の税源移譲が実現したものの、国庫補助負担金改革では、ほとんどが未だ国に権限と財源が残る結果となり、地方の自由度・裁量度が高まるものとはなっていない。

また、景気の回復等を受けて、税収が増えているものの、社会保障関係経費の大きな伸びなどに対応する一方で、地方交付税の大幅な削減などにより、歳出削減に取り組んでもなお大きな財源不足を抱え、非常に厳しい財政運営を強いられている。

骨太の方針2006では、地方交付税の現行法定率の堅持や一般財源総額の確保などが盛り込まれたものの、地方六団体が求めていた「地方行財政会議」や「地方共有税」などは触れられておらず、今後の税源移譲や国庫補助負担金の見直しなどは具体的に示されていない。

昨年12月に成立した地方分権改革推進法に基づき、これから地方分権改革推進計画が策定され、地方分権改革一括法（仮称）の制定に向けた取り組みが進められるが、地方の意見が反映されたものとなることが求められる。

3. 本県の取組状況

平成10年度から財政構造改革に取り組み、現在、「財政危機回避のための改革プログラム」（H17～19）に基づき、財政健全化に向けた取り組みを進めている。

平成18年度から、県が実施すべき施策・事業のあり方を抜本的に整理するための「施策・事業の仕分け」を行うとともに、平成19年度中に「新しい財政構造改革プログラム」を策定し、歳出・歳入両面からの行財政改革に取り組むこととしている。

（内閣府、総務省、財務省）

（提案の概要）

真の地方分権改革を一層推進するため、今後策定される財政運営の基本方針等において、地方の税財政基盤の充実・強化を図る具体的な取り組みを盛り込むこと。

自己財源の充実を図るため、更なる税源移譲を行うこととし、その際、安定的な税源である消費税を地方消費税として移譲すること。併せて、地方消費税を地域偏在性の少ない、より安定的な地方税財源とする観点から、都道府県間で清算する際に用いる指標は、製造から最終消費までの各流通段階で加わる付加価値を適切に反映したものとなるよう見直されたい。

また、道路特定財源についても、遅れている地方の道路整備に必要な財源を確保するとともに、地方が主体的に取り組むべき道路整備を円滑に推進するために、地方への配分割合を高めること。

国庫補助負担金については、単なる補助負担率の引き下げによることなく、地方からの提案を基本として、国が責任を持って負担すべき分野を除き廃止し、権限と税財源の移譲につながる改革を行うこと。

地方交付税にあっては、財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮される本来の趣旨を損なうことなく、必要な所要額を確保すること。また、地方共有の固有財源であることを勘案し、国の一般会計を通さない「地方共有税」に移行し、地方の財源不足を解消するため、法定率を引き上げるとともに、臨時財政対策債の発行を抑制すること。

さらに、配分方法の見直しにあっては、地方交付税の本質を堅持し、適切に需要が反映され、なおかつわかりやすく、透明な制度とすること。

再生法制に係る制度設計においては、まずは地方自治体を破綻させない仕組みづくりが重要であり、また、地方の権限と財源が充実していることが前提であること。

国と地方の協議の場を継続して開催するとともに、地方の意見を反映させること。また、こうした協議の場の法制化を進めること。